

千葉市監査委員事務局サービス管理者等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する千葉市監査委員事務局（以下「事務局」という。）の職員及び第22条の2に規定する事務局の会計年度任用職員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るため、サービス管理者の設置等について必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(サービス管理者等の設置)

第2条 職員のサービス管理を厳正かつ適正に執行するため、事務局にサービス管理者及びサービス管理推進員を置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) サービス管理者 事務局長
- (2) サービス管理推進員 行政監査課長

(サービス管理推進員の職務)

第3条 サービス管理推進員は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の遵守に係る研修・啓発を企画すること。
- (2) 前号に規定する研修・啓発について、別紙様式1により、年度当初に研修・啓発実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、サービス管理者が指定する日までにサービス管理者に報告すること。
- (3) 不祥事が発生した場合に、次により対応すること。
 - ア 不祥事の状態を把握して、速やかにサービス管理者に報告すること。
 - イ 再発防止策を講ずるとともに、速やかにサービス管理者に報告すること。

第4条 実施計画に関し、サービス管理推進員は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 実施計画の策定に際し、その内容について財務監査課長及び工事監査担当課長に意思統一を図るとともに、当該年度において特に留意する事項などを具体的に協議すること。
- (2) 年度末又は必要と認める時期に、研修・啓発に係る実施結果を検証すること。
- (3) 前号の規定により検証した結果を、様式1に整理すること。

(サービス管理者の職務)

第5条 サービス管理者は、職員のサービスを管理し、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 第3条第2号の規定により、サービス管理推進員から報告を受けた実施計画について確認を行い、必要に応じてサービス管理推進員に対して助言・指導をすること。
- (2) その他サービス管理に関し、サービス管理推進員に対して、必要な助言・指導をするとともに、必要に応じて報告を求めること。
- (3) 不祥事が発生した場合に、次により対応すること。
 - ア サービス管理推進員と連携して、当該不祥事によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。
 - イ 事務局における事務の適正な執行について確認するとともに、サービス規律の遵守等について指導すること。
 - ウ 不祥事の発生後に講じた再発防止策が機能しているかを確認し、必要に応じてサービス管理推進員及び職員に対して指導すること。
- (4) 不祥事が発生するおそれがある場合に、その状況を把握し、サービス管理推進員及び職員に対して指導するなど不祥事の未然防止に努めること。
- (5) 職務を遂行するに当たり、必要な支援等を市長事務局に要請すること。

(6) その他サービス管理に関して必要な措置をとること。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、サービス管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。ただし、第3条第2号の規定中実施計画の策定に係る部分は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【研修・啓発の目的、及び実施にあたり特に留意する点】(太枠内を報告)

| |
|--|
| |
|--|

【研修】

| 実施計画(太枠内を報告) | | | | | 実施結果(事務局整理用) | | |
|--------------|----|-----|------|----|--------------|------|------|
| 実施時期 (予定) | 課名 | 研修名 | 研修内容 | 講師 | 実施日時 | 参加人数 | 実施内容 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【啓発】

| 実施計画(太枠内を報告) | | | | 実施結果(事務局整理用) | |
|--------------|----|------|------|--------------|------|
| 実施時期 (予定) | 課名 | 啓発内容 | 啓発方法 | 実施時期 | 実施内容 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |